

平成十八年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

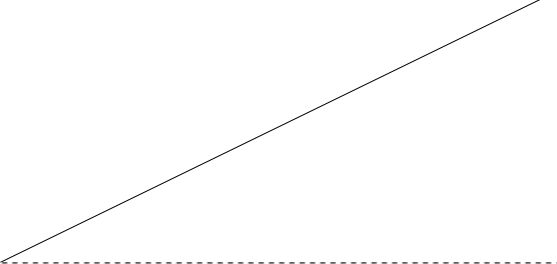
平成十九年十二月十日

広島県監査委員	山	正	博
同	芝		清
同	高橋	義	則
同	加賀美	和	正

平成18年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<知事所管分>

監査の結果及び意見の概要	措置状況
<p><b>【テーマ】</b> 商工労働部における負担金、補助金、交付金及び貸付金に関する財務事務の執行並びに財団法人ひろしま産業振興機構の出納その他の事務について</p>	
<p><b>1 商工労働部の補助金等及び貸付金の概要</b> (報告書P5) 商工労働部の平成17年度の補助金及び貸付金の支出の実績は、補助金 91億 6,306万円余、貸付金 472億 9,972万円余となっている。</p> <p><b>2 財団法人ひろしま産業振興機構に対する補助金等</b>(報告書P8) 商工労働部の各室から、財団ひろしま産業振興機構に対する補助金等は報告書本文のP8～P9の一覧表のとおりであり、19件、4億 3,774万円余が交付されている。</p>	
<p><b>【意見】～商工労働部</b> <b>(1) 人件費を補助対象経費とする補助金について</b> (報告書P18) 財団法人ひろしま産業振興機構に対する人件費(外部に対する謝金等は除く。)を補助対象経費とする補助金・負担金はP18の一覧表(2億 6,589万円余)のとおりであり、そのうち人件費 220,197,541円は、県から当財団に対する補助金額 437,743,678円の50.3%を占めている。</p>	
<p><b>① 副理事長に対する報酬を補助対象とすることの可否</b> (報告書P20) 当財団の全体を統括すべき立場の副理事長の事務が、広島県設備資金貸付事業事務経費補助金交付要綱に規定する「設備資金貸付金に係る事務」には直接該当しないと思われる。「知事(広島県商工労働部)が必要かつ適正と認めるもの」であれば、違法性はないものの、今後は報酬・給与の補助対象について検討すべきである。</p>	<p>○ 副理事長は、設備貸与の貸付業務及び債権管理業務の責任者であり、当該要綱の役員に該当すると解するため、必要な人件費として、適当と認め、引き続き、補助対象とする。</p>
<p><b>② プロパーの職員等の給与を補助対象とすることについて</b> (報告書P20) 広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター管理運営費補助金交付要綱には「前条の補助金の交付の対象となる事業は、県が支援センターに派遣した職員の人件費及び支援センターの運営を行う事業」と規定しており、「県が派遣する職員」にプロパーの担当部長、広島銀行派遣職員等が該当するかどうか疑問に思われる。</p>	<p>○ 交付要綱の表現を、誤解を招かない正確な表現に改正した。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>プロパー職員等の人件費を「支援センターの事業の運営を行う事業に係る経費」に該当すると解するには無理があるように思われる。同交付要綱が内部規範であるとしても、支援センターが効率的に運営されるように改正するか、又は運営指針を明定するなどしたうえで、実態に即した実績報告書を提出させるべきである。</p>	
<p><b>(2) 財団引当資金補助金について（報告書P21）</b>  財団法人ひろしま産業振興機構においては、期末退職給与の自己都合要支給額の全額を退職給与引当金として計上しており、また、この補助金の交付により、同額の退職給与引当預金も設定している。  同機構が退職給与引当金の6割を超える引当預金を有していた状況からすると、厳しい財政危機状況の中で広島県が4,000万円を超える補助金を交付したことには疑問を感じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成16年度の監査で「退職給与引当金の不足」を指摘されたのを機に対応したものである。</li> <li>○ 県補助・委託事業従事期間中、毎年度発生する退職給与引当金必要額については、当該年度に全額を措置していたが、その措置額の算定に誤りがあり、不足額が発生した。</li> <li>○ 本来、県が負担すべきものであるため、過去からの不足額を平成17年度1回限りで補ったものである。</li> <li>○ 今後、同様の事例があった場合には、状況等を踏まえ適切な補助金交付に努める。</li> </ul>
<p><b>(3) IT活用型経営革新推進支援事業費補助金について（報告書P22）</b>  平成17年度のIT実践研修は、(株)広島ソフトウェアセンターに委託して行われているが、業務完了報告書では同センターは4回の研修を請け負って大幅な赤字となっている。  これに対し、財団法人ひろしま産業振興機構は、「契約に基づき受講料の2倍を委託料として支払ったものであるが、受講者が見込みを下回り、結果的に赤字となった」としているが、果たしてその業務完了報告書の算出の金額が適正かどうか、現実にそのような金額の講師料が支払われているのかどうか、より厳格にチェックをするべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金交付先である財団法人ひろしま産業振興機構に対し、補助（委託）事業の執行管理について、計画的かつ厳格に行うよう指導した。</li> <li>○ なお、平成17年度の補助金について、適正な執行が行われていたことを確認するとともに、平成18年度の補助金の確定にあたっては、委託先である(株)広島ソフトウェアセンターの支出証拠書類等について厳格なチェックを行い、適正に執行されていることを確認した。</li> </ul>
<p><b>(4) 財務会計システム運営事業補助金について（報告書P24）</b>  この補助金により構築された財務会計システムは、その制度の設計面や運用面で以下のように改善すべき項目が見受けられる。  ① 公会計に準じた科目設定がされているため、公益法人の総勘定元帳として汎用性が低いものとなっている。  ② 仕訳入力内容を入力した者以外が事後的に検証するシステムが充分整備運用されていない。また、仕訳を入力後、毎年5月に出力するまで放置されているケースがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年4月から、新会計基準に準拠した公益法人会計システムを導入し、合理的なシステムへと改善が図られた。</li> </ul>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>③ 仕訳入力時に、例えば消費税の課税・非課税・課税対象外の区分を判別しているが、消費税の計算時にこれらのデータを基に、別の資料を作成するなど財務システムが充分活用されておらず、効率性が損なわれている。</p> <p>財団法人ひろしま産業振興機構においても、平成 19 年度から「新公益法人会計基準に適応するための準備を進めている」とのことであるが、その適用に併せ上記事項を改善すべきである。</p>	/
<p>(5) 財団法人ひろしま産業振興機構への補助金の実績報告について（報告書 P 25）</p> <p>当財団に対する 19 件の補助金についての実績報告書は、各補助金に様々の様式があり、わかりづらいものであった。実績報告書はわかりやすい様式にすべきであり、使途の具体的な状況が説明できるよう統一すべきである。</p>	<p>○ 実績報告書は、経費項目の内容を統一するなど、わかりやすい書式となるよう努める。</p>
<p>3 その他の団体に対する補助金等（報告書 P 26）</p> <p>財団法人ひろしま産業振興機構以外の団体に対する補助金等は総額 87 億円で 62 件にのぼるため、金額が多額なものを中心に 8 つの補助金を抽出して監査対象とした。</p>	/
<p>【指摘】～商工労働部</p> <p>(1) 広島県バイオクラスター推進事業補助金の補助対象人件費について（報告書 P 52）</p> <p>補助金要綱において「県内において、研究開発に直接従事する研究開発職員の人件費」を補助対象にすると定められているにもかかわらず、広島県外での人件費 1,000 万円余りが補助対象経費とされている。</p>	<p>○ 今後、補助制度を創設する場合は、十分留意する。</p>
<p>【意見】～商工労働部</p> <p>(1) 広島県バイオクラスター推進事業補助金について（報告書 P 54）</p> <p>① 専任時間の確認方法である研究日誌について（報告書 P 54）</p> <p>本社つくばでの専任時間の実態の確認をどのような方法で行っているかを質問したところ、研究日誌によることであったが、日誌は 1 ヶ月 1 枚、1 日 1 行で従事時間帯、研究内容等を記載してあるのみで、研究内容も簡単なものであり、1 日それのみに専任したか否かを第三者が判断するのは非常に困難である。研究日誌は就業時間帯において、内容の判明できる様式が望ましく、P 55 下の様式であれば、</p>	<p>○ 今後、補助制度を創設する場合は、ご意見を踏まえ、より確実に検証できる仕組みとなるよう十分留意する。</p>

監査の結果及び意見の概要	措置状況
<p>補助対象期間中に複数の研究開発を行っているとしても補助対象事業の専任が特定できると考える。これまでの研究日誌の様式等にこだわらず、工夫を重ねることによってチェック機能を強化すべきである。</p>	/
<p>② 事務所開設届について（報告書P56）  本補助金の交付要綱において補助対象事業者は「事業所の開設」を要件とされている。  事務所開設を義務付ける場合は、その確認の手段として、税務関係資料(法人事業税・法人県民税の事業所開設届)の提出を交付の要件とするなど、より確実に履行を検証できる制度とすべきである。</p>	<p>○ 今後、補助制度を創設する場合は、ご意見を踏まえ、より確実に検証できる仕組みとなるよう十分留意する。</p>
<p>③ 決算書の提出について（報告書P56）  補助事業者の要件のひとつに「自己負担分の調達に関し、十分な経済的基盤を有すること。」がある。この要件の判断のためには補助対象事業者の決算書が必要と考える。しかし担当室では、「事業採択時の決算書は有しているが、以降の決算書は交付申請の添付書類として義務付けられていないことなどから有していない」とのことであった。決算書はその企業の財政状況を明確にするものの一つであり、企業の経済基盤を判断する重要な書類であることから決算書の提出を要求すべきである。</p>	<p>○ 補助制度を創設する場合は、ご意見を踏まえ、より確実に検証できる仕組みとなるよう十分留意する。</p>
<p>(2) 株式会社広島テクノプラザに対する補助金について（報告書P57）  (株)広島テクノプラザの過年度の経営成績は、営業利益段階において 2,000 万円前後の赤字であるが、事業費補助金を 3,500 万円前後受給することにより、3 期連続して当期純利益を計上している。  当社が自助努力により民間企業と同様に効率化を図り、設備の設置のための補助金の受給は別としても、自立することは可能と考えられる。  広島県の財政危機が懸念される中、できる限り早期に経営の自立を図った上で、每期 3,000 万円にも及ぶ経費補助は廃止するか、あるいは無償で貸与しているテクノプラザ建物敷地を通常の賃貸借契約に切り替えるなどして財政負担を軽減すべきである。</p>	<p>○ できるだけ早期に、当社が経営の自立化を図れるよう、指導していく。</p>
<p>(3) 地域産業振興室・新産業振興室の補助金について（報告書P60）  ① 同一企業に集中して補助金を交付することについて（報告書P63）  a 社（報告書P61）の各年度の研究テーマを見ると、「軽量化」とか「歩行者保護」とか同一線上にある研究テーマとも思えるものである。</p>	<p>○ 平成 18・19 年度の補助金は、平成 18 年度創設の「高付加価値型製品研究開発支援補助金」であり、「自動車部品のエレクトロニクス化」の促進という、趣旨・目的等に沿った補助対象事業者の採択を行っている。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>ひろしま産業創生補助金（連携枠）平成 17 年度公募要領の補助金交付条件には「他の公的な補助金を受けていない。将来にわたっても受けない。」との条項があり、同要領等の趣旨が、幅広く補助金を交付して新たな産業づくりを推進し、ひいては広島県の産業の活性化を図ることにあることからすると、できるだけ同一企業に集中して補助金を交付することは避けるべきである。</p> <p>「重複性」の基準は単に「同一の研究開発」ではなく、「類似する研究開発」のように厳しく改正すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18・19 年度補助金の交付対象 4 者のうち 1 者は、平成 15 年度に補助金を交付した企業であるが、審査に当たっては、「過去に補助金を受けた研究テーマと同一ではない」ことが確認されている。</li> <li>○ なお、ひろしま産業創生補助金（連携枠）については、平成 19 年度の公募要領において重複性の基準を明確にした。</li> </ul>
<p>② 補助対象中核企業と協力企業の交互分担のあり方（報告書 P 64）</p> <p>企業 3 社がそれぞれ補助対象の中核企業となると同時に、三角トレード方式のように協力企業に成り合っている。</p> <p>しかも親子会社関係にあるなど、実質的な同一主体が、類似する補助金を同時に又は連続年度において続けて受けるような運用は見直すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18・19 年度の補助金は、平成 18 年度創設の「高付加価値型製品研究開発支援補助金」であり、「自動車部品のエレクトロニクス化」の促進という、趣旨・目的等に沿った補助対象事業者の採択を行っている。</li> <li>○ なお、平成 18・19 年度補助事業の企業グループは、前年度補助事業の企業グループと実質的に同一でない。 [平成 18 年度] A 社, B 社, C 社 [平成 19 年度] D 社, A 社</li> <li>○ また、ひろしま産業創生補助金（連携枠）については、平成 19 年度の公募要領において重複性の基準を明確にした。</li> </ul>
<p>③ 補助対象物件取得状況の確認のあり方（報告書 P 64）</p> <p>補助事業等実績報告書における補助対象物件取得状況表に「入手年月日」は平成 18 年 3 月 31 日と記載しているが、担当室の平成 18 年 3 月 24 日に現地確認を行ったという説明と矛盾している。補助事業等実績報告書は実際にあったことを確認するためのものであり、正確な記載を徹底させるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「補助対象物件取得状況表」の記載誤りについて、補助事業者を確認し、これを修正させた。</li> <li>○ 今後も、適切な記載を指導する。</li> </ul>
<p>(4) 小規模事業経営支援事業費補助金について（報告書 P 64）</p> <p>① 商工会議所等職員の過員の扱いについて（報告書 P 64）</p> <p>平成 17 年 4 月から職員設置基準を改正しており、新基準では、現在、設置定数を越える過員が商工会議所で 6 名、商工会で 80 名の計 86 名いることになる。この過員に対しても県は経過措置として補助金を交付している。</p> <p>商工会が合併した場合の過員に対しては、勤務評定による減俸など民間の手法を取り入れ、補助金交付額の削減に努めるべきであり、商工会が合併しない場合にも、平成 21 年まで無条件に補助対象とするのではなく、商工会が合併した場合と同様の措置が望まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過員の取り扱いについては、円滑な合併を推進していく上で取り決めた基準であり、引続き、商工会の合併の取り組みを優先する。</li> <li>○ 職員設置基準に則り退職不補充の措置を実施するとともに、商工会の合併を推進することにより、過員は、平成 19 年 4 月には計 60 名、平成 20 年 4 月には計 44 名へと減少する見込みである。</li> </ul>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>② 記帳専任職員の扱いについて（報告書P66）  記帳専任職員も補助対象職員であるが、優先的にパートに移行するなど民間の手法を取り入れ、補助金交付額の削減に努めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記帳専任職員は、記帳指導員、記帳指導職員の謝金対応の職員に切り替えを進めており、今後とも、補助金の削減に努めていく。</li> <li>○ 記帳専任職員は、平成17年度は58名であったが、順次、謝金対応の職員に切り替えを進め、平成19年度は51名に減少した。</li> </ul>
<p>③ 事務局長の扱いについて（報告書P66）  事務局長の人件費に対して補助金が交付されているが、比較的小規模な商工会については、今後、事務局長設置補助のあり方について十分議論する必要があると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会の合併の進展を見極めながら、今後、事務局長設置の補助要件について議論していく。</li> <li>○ 規模の拡大による効率的な組織運営を目指して、商工会合併を推進しており、商工会数は、平成17年4月の89から、平成19年4月には59と減少しており、平成20年度には44となる見込みである。</li> </ul>
<p>(5) 観光振興室の補助金等の支出に関する領収書等のチェックについて（報告書P67）  観光振興室においては、平成17年度で13件の補助金等を交付しているが、交付団体の事務局が観光振興室にない6団体については、補助金の支出に係る領収書等のチェックを行っていない。観光振興室がその支出の適正性をチェックして確認することは、補助金等の不正受給等の事態を避けるためにも必要なことだと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島県観光事業振興補助金（民間プロモーション事業を除く。）及び広島県観光キャンペーン実行委員会分については、監事による平成18年度事業の監査が行われる前に、県職員によりチェックを行うとともに、監査当日にも、県職員が同席して確認を行った。</li> <li>○ その他の事業（広島県教育旅行誘致対策協議会助成、中国地方国際観光ビジネスフォーラム開催負担金等）については、各交付団体から完了報告があった際に、領収書をチェックした。</li> </ul>
<p>(6) 広島県観光事業振興補助金について（報告書P67）  ① 実績報告書と観光連盟収支決算書の事業区分の違いについて（報告書P67）  補助金の実績報告書の事業区分と（社）広島県観光連盟の収支決算書の事業区分は同一でなく事業によって違いがある。補助金が何のためにいくら支出されたか非常にわかりづらい。早期に事業区分を統一すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この補助事業は平成18年度で終了したが、今後、同様の制度を創設する場合には、ご意見を踏まえ、分かりやすいものとなるよう十分留意する。</li> </ul>
<p>② ファンクラブ事業に対する補助について（報告書P69）  ファンクラブ会費は収入として確保しておいて、ファンクラブ事業費については補助金の交付対象とするのでは、過保護すぎる。（社）広島県観光連盟には、次期繰越収支差額が400万円以上あり、県からの補助金を頼りにするのではなく、自己努力でファンクラブ会員を増やし、ファンクラブ事業費を賄うべきであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この補助事業は、平成18年度で終了したが、今後、同様の制度を創設する場合には、ご意見を踏まえ、分かりやすいものとなるよう十分留意する。</li> </ul>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>(7) 広島県大型観光キャンペーン事業負担金について（報告書P69）</p> <p>① 前期繰越金の表示がない点について（報告書P70）</p> <p>平成17年度の収支決算書には、単独科目で表示すべき前期繰越金 8,357,768 円の表示がない。また、次期繰越金額は 6,716,145 円となっており、この繰越金を含めて有効で適正な予算の執行を行い、無駄な経費の支出を排除できることを望む。なお、前期繰越金は単独科目で表示すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度で広島県大型観光キャンペーン事業負担金の交付は終了した。</li> <li>○ 平成18年度は広島県観光キャンペーン実行委員会に対して、広島県観光キャンペーン事業負担金を交付しており、平成18年度当該事業負担金の実績報告書の収支決算書は、単独科目で前期繰越金が表示されている。</li> <li>○ なお、広島県観光キャンペーン実行委員会は、平成19年度から(社)広島県観光連盟に事業統合した。</li> </ul>
<p>② 実行委員会の運営について（報告書P70）</p> <p>広島県観光キャンペーン実行委員会と(社)広島県観光連盟は別の団体であるが、ビル内の同室にあり、広島県は実行委員会には負担金を、(社)広島県観光連盟には補助金を交付している。両者の事務費負担が明確かどうか疑問に思われたが、両者の事務費負担には問題はないと判明した。ただ(社)広島県観光連盟にかかる事務費は、決算書から非常にわかりにくい。実に複雑である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島県観光キャンペーン実行委員会は、平成19年4月から、(社)広島県観光連盟と事業統合されており、(社)広島県観光連盟の事業費に一本化された。</li> </ul>
<p>③ 総会懇親会について（報告書P72）</p> <p>広島県観光キャンペーン実行委員会と(社)広島県観光連盟では総会を同一の日に時間をずらして開催し、その後の懇親会を共同で行って費用を折半にしている。(社)広島県観光連盟の方では補助対象経費とされていないのに、収入のほぼ3分の2を広島県等の負担金で賄われる実行委員会が懇親会費用を負担するのは適正な支出といえるのかどうか疑問であり、検討するべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年4月から、広島県観光キャンペーン実行委員会は、(社)広島県観光連盟と事業統合したため、平成19年の総会・交流会は、(社)広島県観光連盟単独で開催された。</li> <li>○ なお、交流会の飲食代実費は、参加者負担（会費5,000円/人）とした。</li> </ul>
<p>④ 印刷物と廃棄物処理代について（報告書P73）</p> <p>広島県観光キャンペーン実行委員会運営費の中に廃物処理代121,800円があり、廃物にはパンフレット類8㎡が含まれている。近年、森林資源の貴重性が叫ばれていることでもあり、印刷物等はできるだけ無駄にならないように配慮すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄処分したパンフレット類には、昭和59年・60年に実施された大型観光キャンペーン「SUNSUN ひろしま」のもの、平成10年からの「発見ひろしま」のもの、近年の市町村合併により使用できなくなったものが含まれている。</li> <li>○ なお、当該キャンペーンでの印刷物は適当な量を作成している。</li> <li>○ 広島県観光キャンペーン実行委員会の事業を引き継いだ(社)広島県観光連盟で作成する観光宣伝資材は、適当な量が作成されており、引き続き、適切な量を作成するよう指導していく。</li> </ul>
<p>4 商工労働部の貸付金</p> <p>(1) 広島県預託融資制度（報告書P73）</p> <p>平成17年度の預託融資制度は、22種類の預託金で、合計147億5,246万円となっている。</p> <p>(2) 高度化資金貸付制度（報告書P76）</p> <p>平成17年度の新規貸付金は2件の8億4,975万円あり、期末貸付残額は287億407万円となっている。ただし、このうち16億3,633万円が繰越滞納額であり、期末貸付残額の5.7%を占める。</p>	



監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p><b>【意見】</b>～商工労働部</p> <p>(1) 広島県預託融資制度について（報告書P81）</p> <p>① 預託制度、貸付対象者等の整理統合について（報告書P81）</p> <p>現在ある融資制度で利用実績が少ないものも見受けられるので、制度そのものの見直しをするとともに、貸付対象者の類似するものを整理統合するなど、対象となる中小企業者等が活用しやすい制度になるよう検討すべきである。</p>	<p>○ 平成19年度から、中小企業者の活用しやすさという観点から、利用実績や類似資金等を勘案し、整理・統廃合を行った資金メニューを導入した結果、利用実績も伸びている。（平成19年4月から8月末までの新規融資実績は、前年同期比で28.5%増）</p>
<p>② 預託金資金の適正管理について（報告書P82）</p> <p>大災害や経済激変に対応して緊急に融資できるだけの預託金資金は常に確保しておく必要がある。また、その時代の経済・金融環境に適した資金効率のよい融資制度のあり方については、継続的に検討していく必要がある。</p>	<p>○ 緊急対応が必要な資金については、セーフティネット資金として、過去の実績をもとに必要なと思われる融資枠を確保している。</p> <p>○ また、現代では、経済・金融環境に適した融資制度として、預託融資制度が最善であると考えているが、今後とも、金利動向をはじめ、様々な要因を考慮しながら検討していく。</p> <p>○ 平成19年度において、過去の実績をもとに、必要と思われる融資枠を確保した。（新規融資枠 701億円）</p>
<p>(2) 高度化資金貸付制度について（報告書P82）</p> <p>貸付金の償還金が滞納となっている組合のうち2組合については、徴収停止の要件に該当するものと思われる。「広島県債権管理事務取扱規則」第17条に基づき徴収停止の手続きをすべきであると考える。</p>	<p>○ 1組合は、組合の資産処分は完了しており、連帯保証人の相続人は相続放棄し回収は不可能なため、今年度に債権放棄を行う方針で準備を進めている。</p> <p>○ もう1組合については、平成19年度からサービサーに債権管理回収業務を委託しており、元理事長及び連帯保証人との交渉を行っている。</p>

<産振構所管分>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p><b>5 財団法人ひろしま産業振興機構（報告書P84）</b>  <b>（設立）</b>：平成14年4月1日  <b>（目的）</b>：産学官の共同体制により県内産業の技術の高次化を促進するとともに、新産業の総創出・技術革新，経営基盤の強化，国際化対応等を総合的に支援することにより，企業の活性化を図り，もって地域産業の発展に寄与する。  <b>（基本財産）</b>：1億2,620万円                    広島県 6,600万円（出資割合52.3%）                    市・民間企業他 6,020万円（出資割合47.7%）  <b>（役員及び職員）</b>：役員42名・職員165名</p>	
<p><b>【指摘】</b>～財団法人ひろしま産業振興機構  <b>(1) 財団法人ひろしま産業振興機構における消費税の会計処理について（報告書P95）</b>          当財団の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理について，以下のような誤りがある。</p> <p><b>（過年度）</b>          還付消費税等があった年度について，その発生年度に収益計算上されておらず，預かり金として累積されている。他3点  <b>（平成17年度）</b>          税込経理を採用しているにもかかわらず，平成17年度の消費税等の中間納付額23,967,000円が，一般会計において仮払消費税等として計上されている。租税公課として費用処理すべきである。他4点</p>	<p><b>（過年度）</b>          ○ 設備貸与事業において，消費税の還付金を預かり金処理していることについては，課税仕入と課税売上のタイムラグが必ず発生するため，収支バランスが原則の設備貸与事業運営への影響を避けるために採用された方法であるが，19年度からは，正味財産増減計算書で処理することとしている。          ○ また，中間納付して仮払消費税を計上したものは，19年度から租税公課として費用処理することとしている。</p> <p><b>（平成17年度）</b>          ○ 中間納付して仮払消費税を計上したものは，19年度から租税公課として費用処理することとしている。          ○ また，消費税中間納付額と年間要納付額の差額が生じた場合は，未収金（未払金）の計上を行わず，還付金（追加納付）が発生した年度の収入（支出）とすることとしている。          ○ 納付すべき消費税額（還付を受ける消費税額）を特別会計に按分する点については，重要性がないため，按分する必要はないと判断している。</p>
<p><b>(2) 消費税及び地方消費税の確定申告について（報告書P96）</b>          平成17年度の消費税の確定申告において，課税・非課税の区分等の計算誤りがあり，416万円の消費税等が納め過ぎとなっている。          また，補助金等の用途の特定方法の選択を変更することにより，更に194万円の消費税等が節税できたはずであり，次期から消費税等確定申告を見直すべきである。</p>	<p>○ 消費税の納め過ぎについては，課税・非課税の区分を整理して還付手続きを行い，還付を受けている。          ○ また，消費税の節税については，平成18年度消費税申告時に補助金等特定収入の用途特定方法の選択を改め，節税効果が図られている。</p>
<p><b>(3) 法人税の確定申告について（報告書P96）</b>          収益事業に係る法人税の確定申告において計算誤りがあり，平成15年度及び平成16年度は修正申告を，平成17年度は法定申告期限から1年以内（平成19年5月31日まで）に更正の請求を行うべきである。</p>	<p>○ 修正申告及び更正請求手続きを行い，修正分については，税務署等に修正申告を行うと同時に追加納付されている。さらに，更生についても，税務署から還付を受けている。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>(4) 研究委託経費の額の確定について（報告書P96）  研究委託経費の額の確定に当たっては、国（文部科学省）の補助金であっても、実績報告書の書面審査だけでなく、補助金の使途について、その支払い事実や取得した備品等の現地確認をした上で、額を確定すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当財団における額の確定に先立ち、産業科学技術研究所の職員が現地に赴き確認することとしている。</li> <li>○ なお、平成18年度に当該委託業務費で購入した物品については、現地確認及び購入に係る支出証拠書類の検査を実施、適正に処理されていることを確認している。</li> </ul>
<p>(5) 産学官基金プロジェクトや研究委託経費で取得した設備等の管理について（報告書P97）  ① 産学官基金プロジェクトで取得した熱風発生器について（報告書P97）  平成17年11月30日取得の熱風発生器は、本体部分のみが固定資産に計上されているが、本体と消耗品部分を含めた額である351,453円を固定資産として計上すべきであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 熱風発生器の本体と消耗品の分離可能性等を勘案して、本体のみを固定資産として計上したもので、特に問題ないと考えているものである。</li> </ul>
<p>② ソフトウェアの資産計上について（報告書P97）  平成18年1月31日に取得されたソフトウェアハイパーワーク1式710,850円は、固定資産に計上されていた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）等に基づいて処理することとしている。</li> </ul>
<p>【意見】～財団法人ひろしま産業振興機構  (1) 財団法人ひろしま産業振興機構の計算書類について（報告書P106）  ① 同機構は平成8年度以降、公的投資事業組合（1号組合・2号組合・3号組合・4号組合）に対し計7億1000万円を出資しているが、1号組合及び2号組合の各年度における決算損益のうち財団法人の持分1億7,140万7,109円を出資金勘定に加算している会計処理は結果的に評価益の計上となっており、公益法人としての現状に即した会計処理ではないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投資事業組合の会計処理では、評価益は一切計上しておらず、1億7,140万円余は、公開株式の売却や配当によるもので、実現利益を計上したものである。</li> <li>○ 投資事業組合の財産は、組合員の共有とされているので（民法668条）、組合財産のうち按分相当額を出資者の貸借対照表に計上するのが原則であり、当財団の会計処理は、一般に公正妥当とされている企業会計の基準に照らして問題ないと考えているものである。</li> </ul>
<p>② 創造的中小企業等育成事業特別会計収支計算書類において、特定資金収入として投資事業組合運営事業2,511,154円、組合当期利益180,875,799円等は、いずれも収支計算書に計上すべきものではなく、両建て経理することにより明瞭性を阻害しているので、抹消すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度当初予算から、既に削除している。</li> </ul>
<p>③ 創造的中小企業等育成事業特別会計収支計算書類に対する注記において、資金の範囲として債務保証見返、求償権、債務保証、求償見返が記載されているが、単なる対照勘定であり資金として取り扱うべきでない。また次期繰越収支差額についても債務保証見返等を削除する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度決算から実施している。</li> </ul>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>④ 貸倒償却処理は、重要情報であるので、注記で明らかにするのが望ましい。</p>	<p>○ 設備貸与機関標準会計基準には、重要情報として注記する根拠規定はなく、また、同様に公益法人会計基準や企業会計基準にもないので、必要ないと考えているものである。</p>
<p>(2) 設備貸与事業に係る延滞未収金の貸倒償却と債権管理について（報告書P108）</p> <p>① 貸倒償却額及び貸倒引当金の計上について（報告書P109）</p> <p>ア 貸倒償却額について</p> <p>貸倒償却すべき未収債権は、同機構の作成した「未収債権償却基準」に準拠して償却するものとしているが、同機構の未収債権の貸倒償却処理は早過ぎる傾向が見受けられる。</p>	<p>○ 当財団の「貸倒償却基準」に基づき、専門家の意見を聞きながら処理することとしている。</p>
<p>イ 貸倒引当金の計上について</p> <p>貸倒引当金の計上基準は、昭和57年中小企業庁長官通達（57企庁第1796号）に準拠し、正常債権残額の20/1000及び延滞債権残額の50/100を上限として計上することとしている。設備貸与事業円滑化補助金に係る貸倒引当金8,558,000円は、本来、利益留保性を有する積立金の性格のものと思われる。結果的に、平成17年度における貸倒引当金として過大であると思われる。</p>	<p>○ 保険制度が廃止されたことによる代替措置として、国が策定した補助金制度に基づき貸倒引当金を計上したものである。</p>
<p>② 貸与元帳、リース元帳の様式と記載内容について（報告書P111）</p> <p>ア 貸与元帳(1)及びリース元帳(1)は、概要のみの記載であり物件の管理状況の記載は見当たらない。固定資産管理台帳としての機能を明確にするため、以下のような情報を記し、会計記録との連動をより明確にする必要があると思われる。</p> <p>a) 整備の購入契約日</p> <p>b) ユーザーへの引渡日 他2点</p> <p>イ 貸与元帳(4)及びリース元帳(4)は、償却済の債権の回収管理のために作成されているものであるが、償却後10年以上入金のないものも相当数あり、基準を設けて管理対象から除外したほうが効率的であると思われる。</p>	<p>○ 貸与・リース先の管理については、個別ファイルで行っており、「設備の購入契約日」等の項目を電算システムに追加する必要はないと考えているものである。</p> <p>○ 既に10年以上入金のないものについては、管理対象から除外している。元帳(4)については、電算のシステム上、記録から除外できないものである。</p>
<p>(3) 財団法人ひろしま産業振興機構の設備資金貸付及び設備貸与制度における審査について（報告書P112）</p> <p>審査会で審査された上で貸付けが実行された直後に貸付先が倒産する事例が設備資金貸付と設備貸与制度において、各々1件ずつあった。審査の内容に疑問の生ずるところであり、最終負担者は県民であることを厳粛に受け止める必要がある。</p>	<p>○ 新たに申込企業における金融機関との借入期間、借り換え、利率等の取引状況等の情報収集に努めることとし、加えて全国協会の「財務評点等」を参考にしながら、慎重な審査を行っていくこととしている。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>(4) 産学官基金プロジェクトで購入された固定資産の処理方法について（報告書P114）</p> <p>先導的な研究開発プロジェクト2課題のための備品、ソフト等の購入に係る資産の管理や会計処理に関連して以下のようにその妥当性に疑問を抱かせる処理があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産学官基金プロジェクトで購入される試験研究機器などは、極めて専門性が高く汎用性の有無や次期プロジェクトに引き継ぐことができるか否かなどの判断に関しては、稟議書などで処理の妥当性を根拠付ける文書を作成し、保存すべきである。また、固定資産台帳において、売却先等の顛末を明らかにすべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験研究機器の処分方法については、研究参加者による協議を行い、「基金プロジェクトで購入した機器の終了後の取り扱い」に基づき、決裁を経て処理しているものである。</li> <li>○ なお、固定資産台帳には、除却等を行った場合、その旨記載している。</li> </ul>
<p>(5) 研究委託経費で取得した設備等の管理について（報告書P114）</p> <p>研究委託経費で取得した設備等は、大学等と締結した受託研究契約により財団法人ひろしま産業振興機構に所有権が移転しているにもかかわらず、当財団の固定資産台帳には記載されていない。年度をまたがって有することになる設備等は、固定資産台帳に記載するとともに、貸借対照表の資産の部に計上すべきであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当財団の財務規程では、「1年を超えて有する資産」と定めており、「同一年度」ではないため、記載していなかったものである。</li> </ul>
<p>(6) 経営支援部の補助金について（報告書P115）</p> <p>① 県と財団法人ひろしま産業振興機構の役割分担について（報告書P116）</p> <p>中心市街地商業活性化推進事業助成金及び商店街競争力推進事業助成金の事業実施に当たり、事業者と広島県の間と同機構が入ることにより、効率性を阻害している面がある。この助成金の存続を前提にすれば、この助成事業は広島県に移管すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県出資の公益法人が実施する場合、県負担額と同額の無利子融資を国から受けることができるため、県の直接執行と比較して2倍の事業規模が得られ、施策の充実・強化を図ることができるものである。</li> <li>○ なお、重複する事務はない。</li> </ul>
<p>② 変更申請書の作成について（報告書P117）</p> <p>上記2事業の経費の配分における変更額が一定金額以下の場合は、事業者の事務負担を軽減するため、変更申請の作成を省略できるよう要領を改訂すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な事業の執行の観点から、変更申請手続きの基準を緩和している。</li> </ul>
<p>③ 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税の扱いについて（報告書P117）</p> <p>上記①の事業の交付要領に従って助成事業を実施することは、事務処理上煩雑になるため、交付要領を改訂し助成対象経費に「助成対象経費に係る消費税及び地方消費税」を含めないで、計算し交付することにした方が現実的である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の交付要領でも、「助成対象経費に係る消費税及び地方消費税」を含めないで計算し、交付することは可能としているものである。</li> </ul>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>(7) 緊急事業化対応事業について（報告書P118）</p> <p>① 実績の現地確認の実施について（報告書P119）  緊急事業化対応助成事業助成金は、緊急性を要する助成であることから、極力現地に赴き実施状況を確認しその事績を残すとともに、実績報告の審査に当たってはそのチェックを行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績報告の審査に当たっては、支出証拠書類を添付させてチェックするとともに、必要に応じて現地の確認を行なっているものである。</li> <li>○ なお、本事業は、平成18年度で終了しているが、今後、同類事業を執行する場合には、極力現地に赴き、新たに作成した検査点検表に基づき、実施状況を確認し事績を保存することとしている。</li> </ul>
<p>② 助成金の概算払いについて（報告書P120）  交付要綱により、助成金を概算払いにより交付することができることになっているが、平成16年度のように、単に「資金繰りが悪い」という事由で概算払いをすることがないように、概算払いの必要性をチェックできる様式に改正すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 概算払いに当たっては、複数回の面談にて状況を把握し、補助事業の執行に支障をきたさないよう必要と判断して実施されているものである。</li> <li>○ なお、本事業は、平成18年度で終了したが、今後、同類事業を執行する場合には、様式を改正することとしている。</li> </ul>
<p>(8) 新製品・新商品開発支援事業について（報告書P120）  同機構の説明によると「平成17年度の補助金は1件当たり160～230万円と、金額としては少額であるが、機構の補助金で商品化したという事になると、商品の信頼度も高くなることから、補助各社はホームページで支援事業商品のPRもしている。」ということである。しかし補助対象となった製品・商品を掲載している企業は1社しか見受けられなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な成果として、事業化件数23件・累積売上高535百万円と一定の成果を得ているものである。</li> </ul>
<p>(9) ヤングベンチャーチャレンジ事業補助金（報告書P122）</p> <p>① 一般管理費に関する使用内訳の明示と証拠書類の提出について（報告書P124）  補助対象経費のうち一般管理費を除く各経費については、補助金精算明細表や領収書等の写しが添付されているが、一般管理費については使用内訳もなく、当財団は証拠資料の提出も求めている。補助金要綱では一般管理費の対象が具体的に定義されており、これについても他の経費と同じく補助金交付要綱に従って使用内訳と証拠書類の提出を求めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材の乏しい大学発ベンチャーにおいて、事務処理を極力軽減し、できる限り本来の研究開発業務に専念するための措置であり、国の地域新生コンソーシアム研究開発事業等に準じて制度設計したものである。  なお、補助事業者は、収支の証拠書類を整理し、5年間保存することとしている。</li> </ul>
<p>② 補助対象事業終了後の補助対象者について（報告書P125）  補助金の交付に付する条件として、補助事業完了後2年以内に会社を設立し、最低5年間は広島県内に本社を置いて事業活動を行うこととなっている。補助事業終了後、その条件の確認が不十分な事例や、研究代表者が変更になったため、その代表者のグループの一員で別のテーマで補助金の交付を受けていた者が代表を引継いだため、その者は結果として2つのテーマで3年間補助金を受給したケースがあった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付要綱に規定する交付条件については、補助事業終了後の状況を把握し、要綱上の問題がないことが確認されている。</li> <li>○ また、違う内容の研究テーマで採択されたものであり、交付要綱上、問題はないと考えているものである。</li> </ul>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>6 財団法人ひろしま産業振興機構が他社（者）と締結している契約（報告書P128）</p> <p>財団法人ひろしま産業振興機構が締結している契約（100万円を超えるもの）はP130のとおり73件で、内訳は指名競争入札11件、随意契約62件（相見積りなし50件）である。</p> <p>なお、当財団が他社（者）と契約を締結する場合の規律として財務規程、財務取扱要領がある。</p>	
<p>【指摘】～財団法人ひろしま産業振興機構</p> <p>(1) 下記の契約は「随意契約，相見積りなし」という方法で締結され，随意契約理由等も一応備わっている。しかし，予め契約（費用）の適正について十分に検討していると評価できないという点で，当財団の財務規程等に適合していない。（報告書P131）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(5)産業科学技術研究所（委託契約）⑤の1・共同研究機器メンテナンス（光電子分光分析装置）</li> <li>・(5)産業科学技術研究所（委託契約）⑤の2・共同研究機器メンテナンス（走査型電子顕微鏡）</li> <li>・(5)産業科学技術研究所（委託契約）⑤の3・共同研究機器メンテナンス（核磁気共鳴装置）</li> <li>・(5)産業科学技術研究所（委託契約）⑤の4・共同研究機器メンテナンス（透過型電子顕微鏡）</li> <li>・(5)産業科学技術研究所（委託契約）⑤の5・共同研究機器メンテナンス（収束イオンビーム加工観察装置）</li> </ul>	<p>○ 共同研究機器は，超精密機器であるため，製造メーカー関連以外の企業は実施不可能であり，他に参考となる事例もないことから，財務規程等に基づき，随意契約を締結したものである。</p> <p>なお，研究機器の経年劣化に伴い，交換部品及び点検箇所等の増加が見込まれる中，前年度の契約額を上限として契約締結の交渉を行っているものである。</p>
<p>(2) 下記の委託契約は「随意契約，相見積りなし」という方法で締結されているところ，随意契約に抛らなくてはならない理由については備えているが，相見積りがとれない理由について十分検証されておらず，この点において財務規程等に適合していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(4)国際部（委託契約）①シンガポール広島事務所業務</li> <li>・(4)国際部（委託契約）②上海広島事務所業務</li> </ul>	<p>○ 当該業務においては，委託先の能力や資質が重要であることから，予算を提示しながら候補者をリストアップし，事業遂行能力や専門性などを比較検討して1者を選定したものであり，財務規程等に基づいて，相見積りを徴取せず，随意契約を締結しているものである。</p>
<p>【意見】財団法人ひろしま産業振興機構</p> <p>(1) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(1)新事業支援部（委託契約）④広島起業化センター運営事業</span>（報告書P135）</p> <p>当契約については，契約文言に誤解を招きかねない部分（㈱広島テクノプラザに対して「警備清掃会社との連繋，調節，契約等」に関する費用を2重に委託しているようにも読みとれる文言）があるので改善されたい。</p>	<p>○ 経費の軽減を図るため，「警備清掃」と「施設管理」の業務を1本化して契約締結したものであり，2重に委託したのではないものである。</p> <p>なお，平成19年度からは，入居者の事業化支援の強化により訪問回数を増加させたため，施設管理面の対応も可能となったので，委託から直営方式に変更している。</p>

監 査 の 結 果 及 び 意 見 の 概 要	措 置 状 況
<p>(2) (5)産業科学技術研究所(委託契約)④の1探索研究(奥山) (報告書P136)</p> <p>当契約には研究経費の精算条項(余った研究費の返還を請求できる)が規定されているにもかかわらず、支出の個別チェックが行われていない(支出の適正、余剰の有無を確認できない)ので、個別チェックを行うように改善されたい。</p>	<p>○ 平成18年度契約分から、詳細な支出明細を提出させ、個別の支払についてチェックしている。</p>
<p>(3) (5)産業科学技術研究所(委託契約)⑦の1吉田プロジェクト(共同研究) (報告書P137)</p> <p>当契約についても研究経費の精算条項が規定されているにもかかわらず、支出の個別チェックが行われていないので、行うように改善されたい。</p>	<p>○ 平成18年度においては、同様の契約事例はなかったが、今後同様な場合は、支出の確認方法等について、詳細な支出明細を提出させ、個別の支払についてチェックすることとしている。</p>